

令和7年度第5回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月25日(月) 午後2時から午後2時53分まで

2 開催場所 利府町役場2階 第2会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会	長	1番	渡	邊	賢			
委	員	2番	鈴	木	ハマ子			
委	員	3番	桂	嶋	賢一			
委	員	4番	小	幡	康子			
委	員	5番	櫻	井	孝一			
委	員	6番	伊	藤	英樹			
委	員	7番	菊	地	豊志			
委	員	8番	郷	家	百合子			
委	員	9番	小	林	寅雄			
推	進	委	員	10番	庄	司	安	伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀	之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信	一
推	進	委	員	13番	高	橋	信	博
推	進	委	員	14番	赤	間	良	一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 真文

事務局 鈴木 俊也、橋本 遼翔、小西 芹奈

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

4番 小幡 康子 委員

5番 櫻井 孝一 委員

日程第2 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理について

日程第3 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。

会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第5回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。

開会前に、8月1日から農業委員会事務局におきまして、会計年度任用職員を採用してございますのでご紹介させていただきます。

【会計年度任用職員 金野・樋口自己紹介】

それでは、ただ今から、第5回 利府町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、会長がその議長となり議事を整理するとなっております。

それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、これから議事に入ります。

ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

4番 小幡 康子 委員、5番 櫻井 孝一 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

それでは、事務局から資料の2ページ申請番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の2ページをご覧ください。

報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理についてご説明させていただきます。

現地の位置図について、資料の3ページ、内容が住宅建築ですので4ページに配置図も添付しております。現況写真は別綴りの1ページを併せてご覧ください。

届出人でございますが、森郷地区の■■■■さんになります。

届出地については、中央一丁目1番8になります。

地目については登記簿が畑、現況が雑種地になります。

面積については177㎡で市街化区域内の農地となります。

転用目的につきましては、■■■■さんのお孫さん夫婦の分家住宅建築になります。

土地の所有名義は祖父の■■■■さんのまま名義変更はせず、土地は無償でお孫さん夫婦に使用させ、分家住宅はお孫さん夫婦が建築いたします。

内容からしますと5条届出になるかと思われそうですが、写真を見ていただきますとお分かりいただけますとおり、現地はすでに祖父の■■■■さんがビニールハウスを撤去し、均している状況であります。

県からの助言をいただき、現地にはすでに所有者の手が加わっておりますので、市街化区域内の農地ということもあり、追認の4条届出で対応していただいでいいでしょうとのことで、今回4条届出を提出してもらっております。

内容についてでございます。

■■■■さんのお孫さんですが、現在、■■■■にお住まいです。

今回の届出地は、届出者の■■■■さんのご自宅の隣接地であり、お孫さんがこちらに自宅を建築し、今後農業を手伝っていきたいということのようであります。

当該地の被害防除計画ですが、近隣へ被害を出さないよう責任を持って事業にあたり、万が一、被害を与えてしまった場合は、責任を持ってその対応にあたるとのことです。

上水道からの取水と、下水については新設枳を新たに設置し、既設の側溝に排水し

ます。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項がすべて記載され、添付書類等が揃っておりましたので、受理しております。以上です。

議 長 次に、現地確認等の結果について、番号1は現地在森郷地区になりますので、
2番 鈴木 ハマ子 委員から補足説明願います。

鈴木 ハマ子 委員

現地を確認してまいりました。

写真にあるとおり、きれいに整地されている状態で、いつ住宅が建ってもいい状態になっておりました。

先ほど事務局の方から今回5条届出ではなく4条届出でという説明も納得できました。

万が一被害を与えてしまった場合の対応策もきちんとお取りいただくようであり、問題ないかと思ひます、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願ひます。

伊藤 信一 委員

はい、丁寧なご説明ありがとうございました。

分家住宅ですけど、今年の4月と今回と、私2回お見受けする案件なんです、最初には分家とは何ぞやと思ひて調べてみたんです。

世帯主の息子さん、お孫さんあたりまでかと思ひたんですが、違ひうんですね。

実際、幅が広いと言ひますか、その辺をもう少し突っ込んで説明いただけないかということと、もう一つ、30年前に利府駅前土地区画整理事業があつたんですが、今までもそこには農地がないと思ひてました。

中央一丁目、二丁目、三丁目とね。

ところが、農地が点在してるんですよね、そこもわからなかつたのでそこについても説明してもらいたい、2点お願ひします。

事務局 では、まず1点目ですか、どこまでお話しするといひですかね、ちょっと調べてはいたんですが資料を置いてきてしまひまして。

分家住宅ですが、元々の本家の方に現状でも住まわれている方、若しくは住んでいた方というのが対象になりますかね。

お孫さんの・・・、どこまで行くんでしたかね。(伊藤 信一委員)6親等！

そうです、6親等ですね、ありがとうございました。

ということでお孫さんは該当になりますけれども、 さんのお孫さんは元々は実家の方に住んでいて、一度出られたということになるかと思うんですが、今回お戻りになって祖父が所有する農地に分家住宅を建てるということになります。

伊藤 信一 委員

そのとおりですね、ただ、6親等までといっても、本家に住んでいる方、過去に住んでいた方ということなんですよ、6親等内だけ違うところに住んでいる方っていうのは該当しないということですね。

事務局

はい、そのとおりでございます。

本家に住んでいるか、住んでいたことがあるかということです。

住んでいたことがない方については該当にならないということですね。

それから2点目ですが、駅前なんかですと、通り沿いの住宅地の中に畑がポツンとありましたり、農地の調査に行く際にタブレットで見ますと、あー、こういうところに畑があったんだなって気づくこともございます、まったくわからなくて。

宅地の敷地の中ですとか、宅地の隣接地にあったりするんで、すいません、話が飛んでるかもしれませんが。

例えば農地を処分したいという方が相談に来られますけど、こういった住宅地のところにある農地ですと、売りたいと思っても買い手が見つけられない。

住宅の敷地内なんかですともう第三者が買うということもちょっとありえない話になりますので。

そういう気づかないといいますかわからないような農地、まず農地としてカウントはしておりますが、住宅地の中にまぎれてしまっている農地というのが町加瀬地区が多くあったりしますかね。

神谷沢地区なんかもありますかね、案件出てきますけれども、開発されたところに残ってしまってる農地と言えいいでしょうか、そういうところがございまして、多くはないんですがご相談をいただいたりということはございます。

渡邊 賢 会長

開発行為とか土地区画整理で、換地はあくまで農地は農地のまま換地なんで、そのまま農地として残ってるんだね。

組合の中で、私のところ宅地に直してほしいという組合で直してくれるところもある、うちも農地のまま残してるところがあります。

そうすると、後々農業委員会にかけてということにはなるんですけどね。

事務局

土地区画整理事業ですと、一括で直るものなんですけど、現在の神谷沢の金沢地区の案件などを見ますと、一度に直ってはいなくて、今回も案件あるんですがポツポツ転用の届出が出てきてしまうような状態です。

イメージ的には一度に直るイメージなんですが。

渡邊 賢 会長

その中でも、農地として換地されたことが分からない方もいる。

区画整理地の中だから全部宅地として換地されたと思っている方もいると思います。

伊藤 信一 委員

前の■■■■さんのことなんだけれども、30年前の区画整理事業の中で、実際は農地だったよって話。

現状も行っちゃって農地ではないし、本人も農地とは思ってない、農地は所有してないと思っているから、ポツポツ残ってるんだらうね〜。

櫻井 孝一 委員

税金の関係とかではないの？

事務局 まあ絡んではきますね〜。

櫻井 孝一 委員

そうでしょ？農地と宅地では税金ぜんぜん違うからさ。

伊藤 信一 委員

いや、そういう意味でなくて、それはわかりますけど。

櫻井 孝一 委員

区画整理事業だとして、宅地として活用しないところであれば農地として残してるんでないの？

伊藤 信一 委員

じゃあ、ここは畑だけど、行ったときにね、ここは農地でここは宅地ってわかりませんよね？だから、確認とかする時に気を付けなければならないってことを言いたいんです。

本人は、税金の関係でその土地が農地かどうかってわかると思うけどね。

事務局 わかると思います。

■■■■さんの駐車場も、前回案件としてたまたまそういう話が出て調べたら実は農地だったと。登記簿上は。

そういう感じで気づかないでいる方がいらっしやると思うんですよ。

櫻井 孝一 委員

それってさ、あの場所って■■■■さんの売り場だったじゃない？

それが畑だったって、そもそも許可になってることがおかしいんじゃない？

伊藤 信一 委員

地図持って行って、ここは畑ですよかって中央一丁目・二丁目・三丁目は回った方がいいのかもね。

櫻井 孝一 委員

他からの情報とか知識が入って、税金が安いからって農地のまま所有してるんじゃないの？自分ならそう思うんだけど。

伊藤 信一 委員

それは本人じゃないとわからないことだから。

いずれそういった農地が点在しているということは気を付けておかねばならないんじゃないかなと思うわけです。

事務局 一番は、前にもお話しさせていただきましたが、登記簿の地目変更を法務局でされていないということなんです。

忘れてるのか何なのか、ただ課税の話ですが、これは現況に対してかかりますので、例えば[]さんの駐車場なんかは登記簿上農地でしたけど、課税は雑種地で見えています。

櫻井 孝一 委員

建物を建ててたわけだから、そうすると違反だったということ？

事務局 農業委員会に届出を出してるかどうかなんです。

[]さんがあったところも含めて土地区画整理事業でしたので、手続き的には何も問題なくて、ただ単に地目の変更を法務局にしていなかったということです。

区画整理事業ですと組合の方で行うはずなんですけど、理由はわかりませんがなぜかそれが漏れてしまった土地と言いますか。

ですので、登記簿上は農地として残ってしまっていた土地です。

櫻井 孝一 委員

登記簿上農地のところに建物建てられるの？

事務局 といいますか、区画整理事業にて開発し、市街化区域に編入した場所なので大丈夫ということです。

区画整理事業以外の案件の場合は、農業委員会への届出が必要になります。

農業委員会に届出をしないまま宅地とした場合は違反になります。

櫻井 孝一 委員

新中道の区画整理事業は、[]さんが組合やってるんだよね、確か。

土台なしの建物であればだけど、基礎から何かちゃんとした建物を建てるときって許可ってとれないんじゃないかと思うんだけどね。

勝手に建てて、後から始末書とかってことになるんじゃないのかね。

渡邊 賢 会長

昔の建築確認って、まあ30年前ってどこまでやってたのかわからないけども、底地まで調べてたのかどうか。昔の土木事務所ではOKとしてたのか。

伊藤 信一 委員

櫻井委員、何か勘違いされてるかもしれないな。

[]さんの昔のお店あったところの東側の土地が3か月前くらいの案件で出たんです。[]さんの駐車場だったところね。

[]さんの話もうやめませんか？直接関係ない話ですから。

菊地 豊志 委員

では、よろしいでしょうか？

4条は農地の権利移動を伴わない転用、5条が農地の権利移動を伴う転用でいいですよ？

今回の場合、所有者は変わらないから4条ということですか？

事務局

今回、県に相談したんですが、現地に手を加えてしまっておりますし、追認という形で4条でもよろしいのではないのでしょうかということになりました。

市街化調整区域ではそうはいかないんですけど、市街化区域内ということもあり、分家住宅案件ですので、追認という形にはなりますが土地は祖父の名義のままになります。

議 長

その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第3「報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

それでは、事務局から5ページ番号2、番号3の内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料5ページ、申請番号2・3の内容についてご説明いたします。

今回の2件の案件ですが、先月も届出がありました仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合が施行する、仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業による住宅地開発に伴うもので、先月同様、現所有者である工事業から個人が宅地を購入することとなったことにより登記簿が農地となっている土地について、売買による所有権移転を行うため農地法5条の届出が提出されたものであります。

申請番号2からになります。

位置図について資料の6ページ、土地区画整理事業施行地内の案件になりますので、仮換地位置図を参考に資料の7～10ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が富谷市の[REDACTED]、譲受人が石巻市の[REDACTED]さんご夫婦になります。

届出地については、神谷沢字金沢39番、40番、45番の計3筆です。

地目については3筆とも田で、面積は3筆合計で1,019㎡になります。

被害防除計画ですが、計画地では切土及び盛土を行いますが、土砂流出等の危険性がある個所については、土留め擁壁等の設置をする対策を講じるものです。

雨水対策としましては、計画地内の雨水本管、道路側溝から調整池に集水し、既存の河川に放流します。

汚水については公共下水道に接続するものであります。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりまして、受理しております。

続きまして、申請番号3になります。

位置図について資料の11ページ、土地区画整理事業施行地内の案件になりますので、仮換地位置図を参考に資料の12・13ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が仙台市の[REDACTED]、譲受人が同じく仙台市の[REDACTED]さんになります。

届出地については、神谷沢字金沢36番、37番1の計2筆です。

地目については2筆とも田で、面積は2筆合計で2,566㎡になります。

被害防除計画ですが、計画地では切土及び盛土を行いますが、土砂流出等の危険性がある個所については、土留め擁壁等の設置をする対策を講じるものです。

雨水対策としましては、計画地内の雨水本管、道路側溝から調整池に集水し、既存の河川に放流します。

汚水については公共下水道に接続するものであります。

審査基準については、1件目同様になりますので省略いたします。以上です。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、番号2・番号3の現地は神谷沢地区になりますので、10番 庄司 安伸 委員から補足説明願います。

庄司 安伸 委員

申請番号2番・3番ですね、まとめてお話しいたします。

位置図については6ページと11ページですか、ご覧ください。

工事業者から個人への売買が成立しての届出になりますので特段問題ないのですが、図面の11ページ、西側の方に住宅が建つようになると思います。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ごいませんか？

事務局 会長よろしいですか？

本日皆様にお配りした資料の中に、上に青字で「土地区画整理事業の仮換地指定について」というものがあるかと思います。

今後も金沢地区の案件、出てくるとおられますので、庄司委員毎回お手数をおかけしておりますが、仮換地、委員の皆様おわかりかとは思いますが、一応まとめさせていただいたものですので後でお読みいただければと思います。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
 ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、その他に移ります。

(1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

2ページ番号1については、 2番 鈴木 ハマ子 委員 に
5ページ番号2・3については、 10番 庄司 安伸 委員 に
それぞれ履行確認をお願いします。

次に、14ページから17ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員
の皆さんよりご報告をお願いいたします。

2番 鈴木 ハマ子 委員

16ページ 1201番 初期確認です。
 1204番 初期確認です。

14番 赤間 良一 委員

16ページ 1186番 初期確認です。
 1188番 初期確認です。

9番 小林 寅雄 委員

15ページ 1178番 初期確認漏れでした、初期確認及び完了です。

1番 渡邊 賢 会長

14ページ 988番・989番 完了です。

10番 庄司 安伸 委員

16ページ 1189から1193番まで、初期確認です。
 1203番も初期確認です。

7番 菊地 豊志 委員

16ページ 1202番 初期確認です。

事務局 すみません、15ページの一番下ですね、1181番の備考欄に「延期」という記載をお願いしますでしょうか？

9番 小林 寅雄 委員

15ページ 1180番 完了です。

5番 櫻井 孝一 委員

17ページ 1200番 初期確認です。

菊地 豊志 委員

すみません、14ページの1137番は完了報告書は出されますか？

事務局 市街化区域になりますので、出ません。

菊地 豊志 委員

出ないんですね、現地は完了してますんで、1137番 完了になります。

議 長 他にございませんか。

なければ、(1)履行確認について、を終了します。

次に(2)次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の令和7年度第6回総会の日程につきましては、令和7年9月25日(木曜日)午後2時から、利府町役場2階 第2会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

なお、先月総会終了時にお話いたしましたとおり、総会終了後に暑気払いを行いたいと思います。

おって開催通知を差し上げますので、出欠報告をいただきますようお願いします。

議 長 それでは、次回は令和7年9月25日(木曜日)の午後2時から、役場2階の第2会議室で開催いたしますので御参集願います。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

議 長 なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

事務局 それでは、事務連絡になります。

最初に暑気払いの件です。

今日はどうって変わって気温が下がりましたが、まだまだ暑さが厳しいのかなというところですが、以前からお話ししておりましたとおり、来月総会終了後に暑気払いを実施したいと思います。

詳細をまとめたものをお配りいたしましたので、出欠報告を後日お願いできればと思います。

続いてお配りしました事務連絡資料をご覧ください。

1点目は、前回総会からの会長出席行事ということで、会長の開会あいさつでもありましたとおり、8月18日(木曜日)月1回の常設審議委員会への参加をいただいております。

2点目です、出欠報告いただいておりますが、9月4日(木曜日)午後1時30分より、令和7年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が「大崎市民会館」にて開催されます。

参加されます委員においては、当日午前10時に役場集合でお願いいたします。途中でお昼をとって行きますのでよろしくお願いします。

3点目です、利府町農地移動適正化あっせん基準についてということで、先月総会でご説明させていただきましたとおり、本日午前に「利府町農地移動適正化あっせん基準作成協議会」を開催し、「あっせん基準(案)」を承認いただきました。

今後、県知事あて提出し、県知事からの承認を得ることとなります。

こちらに関しましても、以前の総会でもご説明いたしましたとおり、県知事承認後、直近の総会において今後の事務の流れ等をご説明させていただきます。早ければ来月総会で説明できるかと思います。

最後、4点目です。

別紙でお配りさせていただきましたが、農業者年金加入推進活動「1委員1人以上の声がけ」についてでございます。

農業者年金加入推進につきましては、農業委員会法第6条第3項に位置付けられる委員業務の一つ「農業者への情報提供業務」として常日頃からご尽力いただく委員業務とされております。

8～10月が前期、年が明けて1・2月が後期とそれぞれ加入推進の強化月間となる

ことから、別紙のとおり、期間内において「1委員1人以上の声がけ」運動に御理解、御協力を賜りますようお願いします。

強化月間中にですね、各委員さんの担当地区において、1委員1人以上へのお声がけをお願いしたいということでございます。

なかなか農業者年金の魅力というものが農業者に伝わらない、伝えきれない、伝えづらいいいますかね、そんな状況に県内各地あるんじゃないかというところで。

農地面積が大きくて農業者も多いところ、市なんかは、年金加入者も多いと思うんですが、町となるとやはり加入者数も少なく、宮城郡管内は特に少ないようであります。

本町も現状70名くらいの加入者数となっております、年金をすでに受給されている方がほとんどで、年金を納めて受給を待っている方で6名しかいない状況です。

年齢20～59歳までの方で6名しかいないということになります。

残りの方々は、これまで年金を納めてきて、すでに年金を受給されている方になりまして、当時から変わりはないのですが、農業者の年金となりますと国民年金、その2階建て部分、よく家に例えられていますが、国民年金が1階部分であれば、農業者年金が2階部分といったように農業者の将来を支える重要な年金であると思っております。

加入にあたってのデメリットもないと思います、先日研修も受講してまいりましたが、加入する際の年金額もご自身で無理なくお決めいただけますし、支払いがちょっと厳しくなったというような場合でもやめることなく、一時的にお休みし、今、お米の値段が上がってきてますが、収入が多かった時にまとめて納めたり、支払いできる目途が立ったら再度加入するといったことなんかも可能で、納める年金額もいつでも変更出来たり、メリットが多いと感じます。

農業者は将来のことを考えると夫婦で加入するのがベストであるかと思えます。

ご夫婦で加入されている方というのは本町にはおりませんね、今後、新規就農者なども増えてくると見込まれますので、各委員さん、それぞれの地区の中で未加入の方で加入したいという方はもちろん、加入についてお声がけいただくようお願いします。

事務局でもお声がけはしていきたいと思いますが、最低お一方お声がけいただきますようにご協力をお願いします。

お声がけいただく＝加入してもらわなければならない。ということはぜんぜんございませんので、まずはどんどんお勧めいただければと思います。

委員にお声がけの際に説明をしていたくというのも、なかなかどう説明したらいいのかということになりますよね？

ですので、説明いただくポイントを簡単にまとめさせていただきましたので、内容をお読みいただき農業者の方へお話しいただく際に参考にいただければと思います。

それから、名簿を添付させていただきました。

すでに加入されている方のリストになります、個人情報になりますので取扱注意をお願いいたしますが、どなたが加入されているか委員さんがわからないということもありましたので、今回お渡しさせていただきました。

例えば、お声がけする際に、この名簿に記載の農業者のご家族、奥様、お子さん、お孫さんへお声がけいただいてみるというのが一番早いかなと思います。

伊藤 信一 委員

ということは、町加瀬地区に「●●さん」という方がいるんだけど、息子さんいるけれども息子さんは恐らく厚生年金とか入ってるはずなんで、そういう場合は？

事務局

厚生年金に入られている方はアウトになりますね。

会社員、公務員の方はダメということになります。

自営業の方は大丈夫のようであります。理髪店やられているですか食堂やられているとか、そういう場合は加入できるようです。

会社員の方ですと厚生年金に入ってますし、公務員ですと共済になりますから。

農業者年金ですから、農業者に対する年金ということですね。

利府町ですと、なかなか人数も限られますが。

事務局でもいろいろ調べてはみましたが、どうしてもお声がけできそうな方、世帯というのは限られてしまいますかね。

後は、年齢のところがございます。

20～59歳、専業であればできる限り早いうちからかけていただいた方が後々よろしいのかなというところもあります、20代で加入するのと50代で加入するのでは、将来的な年金額に大きな違いになってきます。

農業者年金のメリットになりますけど、かけた分は必ず将来もらえるということになる年金ですので早いうちから加入することが大切です。

赤間 良一 委員

確認です。加入者の名簿、「佐藤 豊美」さんのところ違ってませんか？

世帯主になってると思うんだけど、「子」の表記になってます。

事務局

失礼いたしました、上のデータをそのまま引っ張ってしまったからだと思います。もちろん世帯主です。

事務局

それから、お声がけいただいて、お話聞いていただいてといった場合は「連絡票」の様式をお付けさせていただいてますので、この様式に記入いただいて事務局まで提出いただければと思います。

加入までいなくても構いません、お声がけいただき説明いただいた実績として報告いただければということですのでお願いいたします。

議長

他にないようですので、その他を終了します。

これで議長の任を終わらせていただきます。

局長

ありがとうございました。

5 閉 会

局 長 それでは最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局 長 ありがとうございます。
以上をもちまして、第5回 農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和7年9月25日

4 番委員

小幡 康子 

5 番委員

櫻井 孝一 